

## 中小企業等への金融円滑化への取組みについて

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月 31 日に期限が到来しましたが、当金庫は貸付条件の変更等を行っている中小企業者等に対して、中小企業金融円滑化法の期限到来後もこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めていくことや、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりはありません。引き続き地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 金融円滑化管理方針

(基本方針)

- (1) 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであり、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを金融円滑化管理の基本方針といたします。
- (2) 中小企業者に対する信用の供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟にこれを行うよう努めます。
- (3) 事業資金の借入を有する中小企業者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるお客さまから弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの事業について改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、条件の変更、旧債の借換え等負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
- (4) 住宅資金の借入を有する住宅資金借入者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるお客さまから弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、条件の変更、旧債の借換え等負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
- (5) 前二項の申込みに係る貸付債権を有する他の金融機関や債務を保証する信用保証協会等がいるときは、その者と緊密な連携を図るよう努めます。

## 貸付条件の変更等の実施状況 <平成31年3月末時点>

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	32,501	34,575	36,590	38,559	40,414	42,312	44,159	45,981	47,740	49,338	51,013	52,512	54,136	55,558	57,041	58,461	63,661	68,576
うち、実行に係る貸付債権の数	30,526	32,442	34,358	36,266	37,971	39,805	41,580	43,377	45,047	46,659	48,204	49,711	51,184	52,720	54,084	55,417	60,490	65,274
うち、謝絶に係る貸付債権の数	818	862	934	979	1,029	1,058	1,068	1,080	1,113	1,125	1,161	1,181	1,208	1,230	1,260	1,288	1,364	1,438
うち、審査中の貸付債権の数	403	441	435	387	446	393	427	389	397	341	396	348	428	233	294	329	260	205
うち、取下げに係る貸付債権の数	754	830	863	927	968	1,056	1,084	1,135	1,183	1,213	1,252	1,272	1,316	1,375	1,403	1,427	1,547	1,659

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成28年 12月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,009	1,068	1,109	1,171	1,222	1,274	1,312	1,349	1,399	1,435	1,496	1,503	1,545	1,578	1,614	1,638	1,717	1,784
うち、実行に係る貸付債権の数	898	946	991	1,048	1,102	1,151	1,186	1,226	1,268	1,308	1,338	1,367	1,406	1,436	1,465	1,496	1,572	1,634
うち、謝絶に係る貸付債権の数	57	61	64	66	67	68	69	69	69	70	72	73	75	75	78	78	80	82
うち、審査中の貸付債権の数	14	17	9	11	6	7	8	5	13	7	7	10	9	7	11	3	3	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	40	44	45	46	47	48	49	49	49	50	52	53	55	60	60	61	62	66